

1 環境教育・環境学習の推進



(1) 現状と課題

環境問題を解決するためには、環境教育・環境学習の促進によって一人一人が環境への理解を深め、市民生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践することが何より重要です。

本市では、将来地域の担い手となる小・中学生が良好な環境を保全するために行動できる力を育むことを目的に、様々な環境教育や自然体験による学習を実施しているほか、市民、事業者の環境保全意識の向上を図るための取り組みも実施しています。

本市の良好な環境をこれからも保全していくためには、環境教育の一層の充実と一人一人の環境保全意識向上への意識啓発強化を図る必要があります。

(2) 目標と管理指標

| | 基準年度 2019 年度 | 目標年度 2030 年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 学校版環境 ISO の実施割合 | 100% | 100% |

(3) 施策の方向性 (★印は重点的な取り組み)

①学校における環境教育の推進

| | |
|------------|--|
| 環境意識の向上★ | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 釧路市学校版環境 ISO による環境行動に取り組みます。 ▷ 校区や公園のごみ拾いによる環境美化活動を推進します。 ▷ 紙や牛乳パックなど、身近な資源物のリサイクル活動を推進します。 ▷ 環境にやさしいエコ文具やリサイクル製品、パネル展示などのグリーン購入の普及啓発を行います。 |
| 環境学習の機会の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 環境関連の施設見学、自然体験を行う機会の確保に努めます。 ▷ 児童向けに地球温暖化とその対策について理解を深めるイベントの実施に努めます。 ▷ 動物園や博物館、音別町体験学習センターにおける展示・体験内容の充実を図ります。 |

②環境保全意識の向上

| | |
|---------------|---|
| こどもエコクラブ活動の普及 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 小・中学生によるこどもエコクラブ活動を普及・支援します。 |
| 環境学習への支援★ | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 環境学習会、自然観察会などの多様な機会の確保に努めます。 ▷ 環境関連イベントでの展示などによる普及啓発を行います。 ▷ 市職員を講師として派遣する出前講座を充実します。 ▷ 博物館などの社会教育施設で環境関連資料の収集、展示をします。 |

| ③環境情報の充実 | |
|-------------|---|
| 環境の現況や施策の公表 | ▷ 環境の現況や施策の実施状況を「釧路市環境白書」に取りまとめて公表します。 |
| 環境情報の発信 | ▷ 環境に関する情報を収集するとともに、広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を用いて分かりやすい環境情報の発信に努めます。 |

(4) 市民・事業者の取り組み

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 市民 | ▷ 環境学習会や自然観察会などに積極的に参加します。 |
| | ▷ 図書館などの社会教育施設で行う展示やイベントに参加します。 |
| | ▷ 「釧路市環境白書」などを活用し、環境への理解と関心を深めます。 |
| 事業者 | ▷ 研修などによる環境意識の向上に努めます。 |
| | ▷ 環境学習会などへの支援を行います。 |
| | ▷ 環境に関するイベントに参加します。 |



学校版環境ISOの取り組み

子どもたちのさらなる環境意識の向上を図ることを目的とし、従来各学校で行われてきた環境に対する教育・取り組みの中に、国際規格 ISO14001 の「計画」・「実施」・「点検」・「見直し」のサイクルを取り入れた「学校版環境ISO」を市内全小中学校で実施しています。各学校では子どもたちが主体となり、ごみの分別・減量、校内外の清掃、花壇の整備などの取り組みを設定し実践しています。



2 環境保全活動の推進



(1) 現状と課題

環境問題を解決するためには、市民参加を前提として、市・市民・事業者・市民団体などが相互に連携を図り、広域的な取り組みを必要とする課題では近隣自治体や国・北海道などと連携して対処することが重要です。

このことから、本市では環境保全活動を担える人材を育成するために必要な支援を行うほか、環境や廃棄物などに関する重要事項を審議する各種審議会への市民参加を促す一環として、委員の公募を行っています。

また、広域連携としては、釧路湿原や釧路川流域などの自然環境保全を目的とした協議会の運営や、ごみの焼却処理に伴う環境負荷の削減を目的とした広域ごみ焼却施設の共同運営が行われています。

今後は、本市の総合的な環境の向上を図るため、市民の自主的な環境保全や環境政策形成への活動参加を促すとともに、関係機関と緊密に連携を図りながら地域が一体となった環境保全活動を推進する必要があります。

(2) 目標と管理指標

「環境保全活動の推進」については、数値目標は設定しません。

(3) 施策の方向性（★印は重点的な取り組み）

| ①協働による環境保全活動の推進 | |
|--------------------|---|
| 環境政策形成への市民参画 | ▷ 環境に関する各種審議会委員の公募などにより、市民の参画を促進します。 |
| 広域連携による施策の推進 | ▷ 広域的な取り組みを必要とする施策などについて、近隣自治体・広域連合・国・北海道などの関係機関と連携した取り組みを進めます。 |
| | ▷ 北海道などの関係機関と連携した取り組みを進めます。 |
| ②市民などによる環境保全活動への支援 | |
| 環境保全活動への支援 | ▷ 環境保全に関連する市民団体などの育成、支援を進めます。 |
| | ▷ 地域における環境保全活動への市民参加や協働の機会の充実を図ります。 |

(4) 市民・事業者の取り組み

| | |
|-----|---|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 環境保全活動に積極的に参加します。 ▷ 環境施策に係る市民参画の機会に積極的に参加します。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ▷ 地域との連携を深めるとともに、事業活動の特性や専門性を活かし、環境保全に寄与するよう努めます。 ▷ 事業活動において、環境マネジメントシステムを導入するなど、効果的な環境保全の取り組みに努めます。 |



地域循環共生圏とは

2018年（平成30年）4月に閣議決定した国の第五次環境基本計画で提唱された「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。



出典：環境省 環境白書